

定 款

株式会社九州リースサービス

## 沿 革

- |      |             |      |
|------|-------------|------|
| (1)  | 1974年11月1日  | 制定   |
| (2)  | 1975年11月20日 | 改定実施 |
| (3)  | 1977年3月23日  | 改定実施 |
| (4)  | 1978年11月21日 | 改定実施 |
| (5)  | 1979年5月23日  | 改定実施 |
| (6)  | 1980年7月10日  | 改定実施 |
| (7)  | 1981年11月18日 | 改定実施 |
| (8)  | 1982年11月24日 | 改定実施 |
| (9)  | 1983年8月8日   | 改定実施 |
| (10) | 1985年12月16日 | 改定実施 |
| (11) | 1986年6月18日  | 改定実施 |
| (12) | 1987年6月23日  | 改定実施 |
| (13) | 1988年6月23日  | 改定実施 |
| (14) | 1991年6月27日  | 改定実施 |
| (15) | 1992年6月26日  | 改定実施 |
| (16) | 1993年6月29日  | 改定実施 |
| (17) | 1994年6月29日  | 改定実施 |
| (18) | 1999年6月29日  | 改定実施 |
| (19) | 2002年6月27日  | 改定実施 |
| (20) | 2003年6月27日  | 改定実施 |
| (21) | 2004年6月29日  | 改定実施 |
| (22) | 2005年6月29日  | 改定実施 |
| (23) | 2006年6月29日  | 改定実施 |
| (24) | 2009年6月26日  | 改定実施 |
| (25) | 2011年6月29日  | 改定実施 |
| (26) | 2015年4月1日   | 改定実施 |
| (27) | 2018年6月28日  | 改定実施 |
| (28) | 2022年6月29日  | 改定実施 |
| (29) | 2022年10月1日  | 改定実施 |
| (30) | 2023年3月1日   | 改定実施 |

## 第 1 章 総 則

(商 号)

- 第 1 条 当社は、株式会社九州リースサービスと称する。  
英文では、  
KYUSHU LEASING SERVICE CO., LTD.  
と表示する。

(目 的)

- 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 各種動産、無体財産権のリースおよび売買（割賦販売含む）並びにリース、売買の仲介、管理サービス業務
  2. 古物売買
  3. 設備関連資産の有効活用、経営合理化等に関するコンサルティング業務
  4. 金融業務
  5. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
  6. 有価証券等の保有、運用、管理、売買
  7. 金融商品取引業
  8. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

- 第 3 条 当社は、本店を福岡県福岡市に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
  - (2) 監査役
  - (3) 監査役会
  - (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告の方法により行う。  
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、68,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第 8 条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
3. 会社の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

## 第 3 章 株 主 総 会

(招集時期)

第 10 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時招集する。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の方法)

第 12 条 株主総会は、法令に別段に定めがある場合を除き、取締役会の決議に基き取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

(電子提供措置等)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議 長)

第 14 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

取締役社長に事故あるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を予め提出しなければならない。

## 第 4 章 取締役および取締役会

### (員 数)

第 17 条 当会社には、10名以内の取締役を置く。

### (選 任)

第 18 条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任については累積投票によらない。

### (任 期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (代表取締役および役付取締役)

第 20 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 当会社は、取締役会の決議をもって取締役会長、取締役社長各1名を選定することができる。

### (報酬等)

第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

### (取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は、予め取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集する。

2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役および各監査役に対しこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、この限りではない。また、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

### (取締役会の議長)

第 23 条 取締役会の議長は、予め取締役会において定めた順序により取締役がこれに当たる。

(取締役会の決議の方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定められる取締役会規程による。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 26 条 当社には、4名以内の監査役を置く。

(選 任)

第 27 条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(任 期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 29 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第 30 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(監査役会の招集)

第 31 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対しこれを発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、この限りではない。  
また、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第 32 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の決議により定められる監査役会規程による。

## 第 6 章 計 算

(事業年度)

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 4 5 9 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当基準日)

第 35 条 当会社は、剰余金の配当としての期末配当は毎年 3 月 31 日、中間配当は毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、これを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 36 条 期末配当金および中間配当金について、その支払いの開始日から満 3 年以内に受領されないときは、当会社は支払いの義務を免れるものとする。